

別添

**ソフトバンクモバイル株式会社から提出された
900MHz帯における終了促進措置に関する
四半期報告の概要**

**平成24年度第4四半期
(平成25年1月～3月)**

総務省

本概要は、ソフトバンクモバイル株式会社から提出された900MHz 帯における終了促進措置に関する四半期報告(平成 25 年1月～3月)を抜粋したものです。

1 終了促進措置を実施した無線局数

1-1 RFID（免許局・登録局）

① 開設計画における記載概要

終了促進措置の実施完了時期：全国…平成25年度中
（平成24年度末までに4割の実施を完了）

② 本四半期までの実施状況

本四半期末において、総無線局7,833局（前四半期から1,077局増）のうち、協議を開始した無線局は7,832局（前四半期から1,131局増）、協議を開始していない無線局は1局（前四半期から54局減）です。また、協議を開始した無線局のうち、終了促進措置の実施について合意し、書面等による確認に至ったものは6,132局（前四半期から5,398局増）、終了促進措置の実施が全て完了（認定開設者による対象免許人等又はメーカー等の業者への支払及び対象免許人等による周波数移行の措置が完了している事）した無線局は67局（前四半期から67局増）、協議を開始したものの終了促進措置を実施することなく廃止された無線局は151局（前四半期から12局増）です。

本四半期末に目標としていた4割の実施完了について、終了促進措置の合意取得は遅滞なく、全体の8割程度の合意を取得しています。一方で、(1)主要メーカーによる新周波数帯対応リーダライタの開発期間が想定より長期化したこと、(2)特殊なタグに対応する製品ラインナップが減少したこと、(3)交換対象がリース物品の場合には契約等の処理方法が複雑になる傾向があること等により、具体的な移行方法の決定に時間を要しているケースもあり、実施完了の数は目標の4割を達成していません。しかし、上記の課題については、メーカーやリース会社等とも協議の上、解決を図っており、合意取得したものについては順次工事を実施していくことから、2014年3月に向けての進捗には、大きな支障はないものと考えています。

協議の実施・進捗に関する状況等の詳細は、「3-4 RFID（免許局・登録局）との協議」参照。

なお、各都道府県における内訳は、次のとおりです。（無線局数については、包括免許は無線局免許記載の事務所の所在地に計上しています。よって、実際の設置場所と数が一致しない場合があります。）

また、協議開始前の1局については、免許人情報等で連絡を試みましたが、連絡がつかない状況です。

（2013年3月末現在）

都道府県	協議開始前	協議開始済	実施済		廃止済
			実施合意済	実施完了済	

	無線局数	免許人等数	無線局数	免許人等数	無線局数	免許人等数	無線局数	免許人等数	無線局数	免許人等数
北海道			120局	28	86局	17			3局	3
青森県			18局	3	18局	3				
岩手県			5局	4	4局	3			1局	1
宮城県	1局	1	67局	14	57局	9	41局	1	1局	1
秋田県			9局	4	4局	2			1局	1
山形県			1局	1	1局					
福島県			5局	3	5局	3				
茨城県			70局	12	15局	7			26局	3
栃木県			6局	5	6局	4			0局	1
群馬県			31局	10	17局	5			3局	2
埼玉県			248局	23	196局	13			1局	3
千葉県			99局	21	98局	17				
東京都			3,835局	397	3,188局	265	8局	3	56局	42
神奈川県			259局	44	196局	29			5局	6
山梨県			52局	6	52局	5			7局	1
新潟県			42局	10	36局	6			4局	2
長野県			48局	11	45局	9				
富山県			16局	10	7局	5			1局	1
石川県			18局	9	10局	5				
福井県			21局	4	19局	3			2局	1
岐阜県			30局	9	30局	7			0局	1
静岡県			95局	16	56局	8			14局	2
愛知県			838局	55	404局	33	5局	1	10局	5
三重県			38局	8	36局	7				
滋賀県			10局	5	9局	3			1局	2
京都府			129局	26	114局	20				
大阪府			1,133局	79	1,024局	50	5局	1	6局	8
兵庫県			140局	32	87局	20			2局	3
奈良県			3局	3	2局	2				
和歌山県			10局	2	10局	1				
鳥取県										
島根県			0局	1					0局	1
岡山県			31局	11	18局	7	5局	1	2局	2
広島県			56局	9	49局	6				
山口県			1局	2					1局	1
徳島県			2局	1						
香川県			68局	5	23局	2				

愛媛県			8局	2	8局	2				
高知県										
福岡県			120局	21	98局	15	3局	2	3局	2
佐賀県			14局	2	1局	1				
長崎県			35局	5	33局	4				
熊本県			31局	5	30局	4				
大分県			30局	2	27局	1				
宮崎県			18局	4	3局	2				
鹿児島県			2局	2	2局	2				
沖縄県			20局	4	8局	2			1局	1
全国	1局	1	7,832局	930	6,132局	609	67局	9	151局	96

1-2 RFID（免許等不要局）

① 開設計画における記載概要

平成29年度末まで申出に基づいて順次対応。
(平成27年度末に75%、平成28年度末に85%の実施を完了)

② 本四半期までの実施状況

本四半期末において、問合せ及び協議の申入れ等により協議対象として認知した無線局は164,706局（前四半期から2,078局減）です。そのうち、協議を開始した無線局は164,606局（前四半期から19,422局増）、協議を開始していない無線局は100局（前四半期から21,500局減）です。また、協議を開始した無線局のうち、終了促進措置の実施について合意し、書面等による確認に至ったものは7,185局（前四半期から185局増）、終了促進措置の実施が全て完了した無線局（協議を開始したものの終了促進措置を実施することなく廃止された無線局を含む。）は1,375局（前四半期から1,375局増）となります。

協議の実施・進捗に関する状況等の詳細は、「3-5 RFID（免許等不要局）との協議」参照。

※ 前四半期からの局数の減少について

前四半期と比べて、全体の局数が減少した理由ですが、メーカーとの協議開始当初は、情報提供された出荷台数の概数を基に総局数を推定していたのに対し、協議が進み、実数による局数の確定が可能となったことによります。結果的には、出荷台数の中には、使用が停止されたものや実験のみに使用されており移行の必要がないもの等も含まれていたため、実際の移行対象局数が減少しました。

(2013年3月末現在)

無線局数	協議開始前	協議開始済	実施合意済	実施完了済
	100局	164,606局	7,185局	1,375局

1-3 MCA 端末局

① 開設計画における記載概要

終了促進措置の実施完了時期：全国…平成25年度中
(東北・関東・信越・北陸・近畿・中国・四国・沖縄の各管内のアナログ局は、平成24年度末までに実施を完了)

② 本四半期までの実施状況

本四半期末において、総無線局251,280局(前四半期から2,885局増)のうち、協議を開始した無線局は223,653局(前四半期から74,924局増)、協議を開始していない無線局は27,627局(前四半期から72,039局減)です。また、協議を開始した無線局のうち、終了促進措置の実施について合意し書面等による確認に至ったものは112,757局(前四半期から110,279局増)、終了促進措置の実施が全て完了した無線局は2,240局(前四半期から2,240局増)、協議を開始したものの終了促進措置を実施することなく廃止された無線局は3,970局(前四半期から3,644局増)です。

本四半期末に目標としていた一部地域のアナログ局の実施完了については、アナログ局優先の方針が変わったものの、終了促進措置の合意取得については遅滞なく、全体の4割程度の合意を取得しています。一方で、移行先となるMCA制御局のサービス開始が今四半期からとなり、また、一部の地域のみでのサービス開始となったこと等の理由により、実施完了の数が少なくなっている状況です。しかし、合意取得したものについては工事待ちのステータスであるため、サービスが開始されれば順次工事を行っていくことから、2014年3月に向けての進捗には、大きな支障はないものと考えています。

協議の実施・進捗に関する状況等の詳細は、「3-6 MCA端末局との協議」参照。
なお、各総合通信局及び総合通信事務所における内訳は、次のとおりです。

※ 「①開設計画における記載概要」との関係について

開設計画の立案当時は、MCA制御局側の周波数チャンネルを効率的に確保するため、アナログ端末局を優先的に周波数移行する計画を立案していました。しかし、開設計画の認定後に、MCAサービスを提供するMCA制御局免許人との協議結果等から、必ずしもアナログ端末局を優先的に移行させることが、効率的とは限らないことが判明しました。そこで、移行開始当初より、特に、アナログ・デジタルの端末局の優先度合を区別せず、MCA制御局免許人と合意した順序に従って、移行を進めています。

(2013年3月末現在)

地方局	協議開始前		協議開始済				実施完了済		廃止済	
	無線局数	免許人数	無線局数	免許人数	実施合意済		実施完了済		無線局数	免許人数
					無線局数	免許人数	無線局数	免許人数		
北海道	504局	55	15,506局	1,002	11,696局	779	18局	0	104局	10
東北	720局	94	12,300局	919	5,618局	390	2局	0	376局	37
関東	8,031局	312	62,528局	2,090	33,514局	1,174	1,340局	62	575局	19
信越	250局	24	8,057局	556	2,223局	183	0局	0	140局	13
北陸	676局	45	5,418局	433	3,169局	247	0局	0	51局	7
東海	6,168局	349	29,561局	1,447	10,778局	610	483局	35	524局	41
近畿	7,571局	328	38,981局	1,714	20,116局	948	194局	9	1,085局	71
中国	779局	63	9,286局	542	4,015局	270	0局	0	175局	11
四国	212局	18	4,754局	392	1,884局	149	5局	0	624局	59
九州	2,461局	163	33,538局	2,129	19,644局	1,307	198局	17	316局	46
沖縄	255局	36	3,724局	322	100局	9	0局	0	0局	0
全国	27,627局	1,487	223,653局	11,546	112,757局	6,066	2,240局	123	3,970局	314

1-4 MCA制御局

① 開設計画における記載概要

終了促進措置の実施完了時期：全国…平成25年度中

② 本四半期までの実施状況

本四半期末において、協議を開始した無線局は364局（前四半期から増減なし）、協議を開始していない無線局は0局（前四半期から増減なし）です。また、協議を開始した無線局のうち、終了促進措置の実施について合意し書面等による確認に至ったものは129局（前四半期から増減なし）、終了促進措置の実施が全て完了した無線局は0局、協議を開始したものの終了促進措置を実施することなく廃止することに合意し書面等による確認に至ったものは231局（前四半期から増減なし）、廃止された無線局は0局です。

協議の実施・進捗に関する状況等の詳細は、「3-7 MCA制御局との協議」参照。

なお、各総合通信局及び総合通信事務所における内訳は、次のとおりです。

A社デジタル（2013年3月末現在）

地方局	協議開始前	協議開始済	実施合意済		廃止合意済	廃止済
			実施合意済	実施完了済		
	無線局数	無線局数	無線局数	無線局数	無線局数	無線局数
北海道		9局	9局			
東北		18局	18局			
関東		18局	18局			
信越		10局	10局			
北陸		4局	4局			
東海		16局	16局			
近畿		10局	10局			
中国		11局	11局			
四国		5局	5局			
九州		24局	24局			
沖縄		4局	4局			
全国		129局	129局			

A社アナログ（2013年3月末現在）

地方局	協議開始前 無線局数	協議開始済 無線局数	実施合意済		廃止合意済	
			無線局数	実施完了済	無線局数	廃止済
				無線局数		無線局数
北海道		6局			6局	
東北		17局			17局	
関東		12局			12局	
信越		9局			9局	
北陸		4局			4局	
東海		11局			11局	
近畿		9局			9局	
中国		10局			10局	
四国		9局			9局	
九州		15局			15局	
沖縄		2局			2局	
全国		104局			104局	

B社アナログ（2013年3月末現在）

地方局	協議開始前 無線局数	協議開始済 無線局数	実施合意済		廃止合意済	
			無線局数	実施完了済	無線局数	廃止済
				無線局数		無線局数
北海道		13局			13局	
東北		16局			16局	
関東		12局			12局	
信越		14局			14局	
北陸		4局			4局	
東海		16局			16局	
近畿		9局			9局	
中国		15局			14局	
四国		5局			5局	
九州		23局			20局	
沖縄		4局			4局	
全国		131局			127局	

2 終了促進措置の実施に要した費用

① 開設計画における記載概要

負担可能額：2,122.5億円

② 本四半期までの実施状況

開設指針に規定する費用（取得費用・工事費用・プログラム費用）について、本四半期末における終了促進措置の実施に要した費用は、次のとおりです。

内 訳	本四半期	累計
R F I D（パッシブ）	400 百万円	495 百万円
R F I D（アクティブ）	217 百万円	241 百万円
M C A 端末局	5,835 百万円	5,835 百万円
M C A 制御局	7,026 百万円	8,338 百万円
合 計	13,478 百万円	14,909 百万円

※ M C A 端末局の費用には、本四半期までに免許人に対して負担した費用のほか、認定開設者があらかじめ購入したM C A 端末局の取得費用（約6.5万台）が含まれています。

なお、上記以外の終了促進措置の実施に要する諸費用（窓口・協議の運営、書類の郵送等に要する費用）として、本四半期は280百万円（累計447百万円）を支出しています。

3 開設指針に規定する終了促進措置の実施状況

3-1 実施概要の周知

① 開設計画における記載概要

認定後4か月以内（平成24年7月1日まで）に、インターネット、説明会、郵送、チラシ配付等により実施概要の周知を開始。

② 開設指針における規定事項

認定日から6月以内（平成24年9月1日まで）に、終了促進措置の実施の概要（窓口の連絡先及び対応時間を含む。）を対象免許人等に周知させるための措置を開始すること（開設指針第5項第4号(1)）

③ 本四半期までの実施状況

本四半期は、以下の周知に関する取り組みを実施しました。

- ・2013年1月29日に弊社の終了促進措置の特設サイトに、参考資料「終了促進措置に関するお知らせ 税務上の機器の処理方法について」を掲載しました。
- ・2013年1月31日に弊社の終了促進措置の特設サイトに、「よくあるご質問と回答」を掲載しました。
- ・2013年2月1日発売号の日経コミュニケーションに弊社の900MHz帯移行への取り組みに関する記事（「公開質問 ソフトバンクモバイルに聞く 900MHz帯周波数の利用移行にはどのような作業が必要？」）が掲載されました。
- ・2013年2月13日～14日に大阪で開催された自動認識総合展にて出展し、来場者の対応や、RFIDの終了促進措置に関するチラシを配布しました。
- ・2013年2月14日に弊社の終了促進措置の特設サイトに、参考資料「リース利用時のご案内」を掲載しました。
- ・2013年3月29日に弊社の終了促進措置の特設サイトに、予備機の取り扱いにおける周知事項で「MCA機器・システム終了促進措置の内容変更」を掲載しました。

【参考】 平成24年度第3四半期までの実施状況

- ・終了促進措置に関するホームページを2012年3月29日に立ち上げ、問い合わせ窓口を周知
- ・2012年5月16日から22日にかけてMCA加盟店向け説明会を全国で11回開催
- ・MCA端末局免許人、RFID免許人・登録人及びRFID特定小電力無線局利用者それぞれに向けた通知文書を2012年8月23日にホームページに掲載
- ・MCA端末局免許人向けに、終了促進措置の実施に関する説明をまとめたチ

ラシを作成し、2012年8月27日以降MCA代理店へ配備

- ・RFID免許人・登録人及びRFID特定小電力無線局利用者それぞれに向けて、終了促進措置の実施に関する説明をまとめたチラシを作成。
- ・2012年9月12日～14日に開催された自動認識総合展においては、終了促進措置の専用ブースを設置し、チラシの配布、終了促進措置についての説明等を行った。
- ・2012年10月10日 弊社新商品発表会において、終了促進措置の専用ブースを設置し、来場者に対し説明等を実施
- ・弊社メディア向け発行レターに、終了促進措置について掲載
- ・2012年11月8日 弊社終了促進措置の特設サイトに、「終了促進措置に関する会計・税務上の一般的な処理方法について」を掲載
- ・2012年11月21日 弊社企業サイトTOPページに、終了促進措置の特設サイトへアクセスしやすくするため、専用のバナーを作成・設置

3-2 実施手順の通知

① 開設計画における記載概要

認定後4か月以内（平成24年7月1日まで）に、郵送、電話等により実施手順の通知を実施し、認定後6か月以内（平成24年9月1日まで）に完了。

② 開設指針における規定事項

認定日から6か月以内（平成24年9月1日まで）に、終了促進措置の実施手順をMCA制御局以外の無線局の免許人及び登録人に対して通知すること（開設指針第5項第4号(2)）

③ 本四半期までの実施状況

本四半期においては、新たに免許人・登録人となった方に対して、通知文書を311件（MCA端末局免許人206件、RFID免許人21件、RFID登録人84件）発送しました。

【参考】 平成24年度第3四半期までの実施状況

- ・2012年8月当時の全RFID免許人・登録人に対して、2012年8月17日～29日にかけて、通知文書を発送（841件）
また、前四半期においては、その後、新たに免許人・登録人となった方に対して、54件の通知文書を発送
- ・2012年8月当時の全MCA端末局免許人に対して、2012年8月20日～23日にかけて、通知文書を発送（11,401件）
また、前四半期においては、その後、新たに免許人・登録人となった方に対して、241件の通知文書を発送
- ・MCA端末局免許人、RFID免許人・登録人及びRFID特定小電力無線局利用者それぞれに向けた通知文書を2012年8月23日にホームページに掲載

3-3 周知・通知の事前協議

① 開設計画における記載概要

RFID製造業者等及びMCA制御局の免許人との間で、周知・通知に関する事前協議を実施。

② 開設指針における規定事項

実施概要の周知及び実施手順の通知の実施前に、RFIDの無線局の無線設備に係る認証取扱業者及び製造業者又はこれらの者を社員その他の構成員としている法人又は団体（「製造業者等」）並びにMCA制御局の免許人との間で協議を行うこと（開設指針第5項第4号(3)）

③ 本四半期までの実施状況

平成24年度第2四半期までに実施を完了しました。

【参考】 平成24年度第2四半期までの実施状況

<RFID>

各RFID製造業者及びRFIDの関係者団体と2012年4月より事前協議を実施しました。

<MCA>

制御局免許人2者と2012年3月より終了促進措置に関する協議を開始し、その協議の途中で制御局免許人より終了促進措置の実施に際し、MCA代理店の協力が不可欠との情報をいただきました。その情報を元に、全11地方総合通信局管内ごとに代理店説明会を2012年5月16日から22日にかけて実施しました。説明会では、弊社開設計画に基づく終了促進に係る費用負担の範囲と考え方、ならびにスケジュールと今後の進め方を説明し、MCA代理店との意見交換を実施しました。

2012年7月より、全国の主要なMCA代理店を訪問し、2012年5月の代理店説明会からより具体化された終了促進措置に関する考え方及び今後の進め方を説明し、ご協力をお願いをしました。この内容を踏まえて、制御局免許人2者へ終了促進措置に関する考え方及び今後の進め方を説明し、事前協議を実施しました。

3-4 RFID（免許局・登録局）との協議

① 開設計画における記載概要

認定後4ヶ月以内（平成24年7月1日まで）に、移行方法、費用負担の範囲、負担方法（機器代金又は現物）、工事方法、時期等について協議を実施。

② 開設指針における規定事項

対象免許人等（MCA制御局の免許人を除く。）との間で、当該対象免許人等が行う開設指針第5項第2号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと（開設指針第5項第4号(4)）

③ 本四半期までの実施状況

本四半期末において、930者（7,833局中7,832局）と協議を開始し、そのうち609者（6,132局）について合意を得ています。

RFID（免許局・登録局）との協議については、下記のような課題が発生しており、工事方法等を含む具体的な移行方法の決定に時間を要しているケースもあります。しかし、下記のとおり、対策を検討し、対応を進めているため、2014年3月に向けての進捗には、大きな支障はないものと考えています。

(1) 機器メーカーによる新周波数機器の流通への対応

主要メーカーによる新周波数帯対応リーダライタの開発期間が当初の想定よりも長期化していましたが、製品の市場流通が始まったため、今後、移行作業を加速できる見込です。また、特殊なタグに対応する製品のラインナップが減少していますが、メーカー各社と個別に協議を進め、代替製品を使用する等の対応を進めています。

(2) 交換対象がリース物品である場合の対応

リース物品に関しては、リース会社を含めた合意形成が必要となる等、契約処理等が複雑になる傾向があり、協議に時間を要するケースがありますが、免許人・リース会社それぞれの事情等を伺いながら、最適な処理方法を提案し、協議を進めております。

また、税務処理、リース利用時の処理に関しては、「3-1 実施概要の周知 ③」に記載のとおり、弊社の終了促進措置の特設サイトにおいて、参考資料を公開しました。

3-5 RFID（免許等不要局）との協議

① 開設計画における記載概要

申し出のあった特定小電力無線局のお客様に対し、免許局・登録局と同様の協議を実施

② 開設指針における規定事項

対象免許人等（MCA制御局の免許人を除く。）との間で、当該対象免許人等が行う開設指針第5項第2号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと（開設指針第5項第4号(4)）

③ 本四半期までの実施状況

本四半期末において、164,706局のうち164,606局と協議を開始し、そのうち7,185局について合意を得ています。

なお、特定小電力無線局の利用者・占有者との協議は、製造業者が個人情報保護等の関係で当社への利用者・占有者の情報提供ができず利用者等と協議を直接行うことが困難であるため、製造業者を介して協議を進めています。現在、31社の製造業者と協議を行っています。

また、税務処理、リース利用時の処理に関しては、「3-1 実施概要の周知 ③」に記載のとおり、弊社の終了促進措置の特設サイトにおいて、参考資料を公開しました。

3-6 MCA 端末局との協議

① 開設計画における記載概要

認定後 4 ヶ月以内（平成24年 7 月 1 日まで）に、移行方法、費用負担の範囲、負担方法（機器代金又は現物）、工事方法、時期等について協議を実施。

② 開設指針における規定事項

対象免許人等（MCA 制御局の免許人を除く。）との間で、当該対象免許人等が行う開設指針第 5 項第 2 号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと（開設指針第 5 項第 4 号(4)）

③ 本四半期までの実施状況

本四半期末において、11,546 者（251,280 局中 223,653 局）と協議を開始し、そのうち 6,066 者（112,757 局）について合意を得ています。

MCA 端末局との協議については、RFID（免許局・登録局）と同様の課題が発生しており、工事方法等を含む具体的な移行方法の決定に時間を要しているケースもあります。しかし、対策を検討し、対応を進めているため、2014 年 3 月に向けての進捗には、大きな支障はないものと考えています。

また、税務処理、リース利用時の処理に関しては、「3-1 実施概要の周知 ③」に記載のとおり、弊社の終了促進措置の特設サイトにおいて、参考資料を公開しました。

3-7 MCA制御局との協議

① 開設計画における記載概要

認定後4ヶ月以内（平成24年7月1日まで）に、旧周波数を用いたサービスの終了時期、移行方法、費用負担の範囲、負担方法、工事方法、時期、新周波数の周波数配置等について協議を実施。

② 開設指針における規定事項

MCA制御局の免許人との間で、周知・通知の事前協議と同時に、当該免許人が行う開設指針第5項第2号に定める措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期並びに当該免許人に係る無線局とMCA制御局との間のMCA陸上移動通信及びデジタルMCA陸上移動通信を停止する時期その他終了促進措置の内容について協議を行うこと（開設指針第5項第4号(5)）

③ 本四半期までの実施状況

制御局免許人2者のうち、A社については、関東（1月31日運用開始）、東海（2月28日運用開始）、近畿（2月28日運用開始）、九州（14局2月4日運用開始、10局3月31日運用開始）、中国（3月31日運用開始）、四国（3月31日運用開始）、沖縄（3月31日運用開始）にて新制御局の設置工事が終了し、運用を開始しました。また、近畿を除く全ての地域センターでシステム改修が完了しています。

B社については、残りの4制御局について引き続き協議を行っています。

3-8 窓口の設置

① 開設計画における記載概要

認定後1か月以内（平成24年4月1日まで）に電話及びメールによる専用窓口を設置。

終了促進措置の実施に係る社内組織とは別に窓口組織を開始時は約10名体制で設置し、平成24年7月までに約30名に増員。マニュアル等による社内研修を実施。

③ 開設指針における規定事項

認定日から1月以内（平成24年4月1日まで）に、終了促進措置の実施に関する対象免許人等からの問合せに対応するための窓口を設置し、平成30年3月30日まで設置すること（開設指針第5項第5号(2)）

③ 本四半期までの実施状況

2013年2月13日～14日に大阪で開催された自動認識総合展にてRFIDの終了促進措置に関するチラシ（窓口情報を含む）を昨年9月の自動認識総合展と同様に配布しました。

【参考】平成24年度第3四半期までの実施状況

2012年3月30日に、以下のとおり、周波数移行に関する問い合わせ窓口（「ソフトバンクモバイル 周波数移行 お問い合わせ窓口」）を設置し、運用を開始しました。

・問い合わせ先電話番号：0800-919-0900（通話料無料）

・問い合わせフォーム：<https://www.softbankmobile.co.jp/ja/stc/info/public/>

2012年7月25日からは、問い合わせ窓口の24時間365日でのサポートを開始し、運用を行っています。

窓口の周知については、2012年3月29日に、弊社ホームページにて実施しました。

URL：<http://www.softbankmobile.co.jp/ja/info/public/900mhz/>

900MHz周波数移行促進について

Migration to 900MHz Spectrum

当社は、トラフィック急増への対応やカバーエリアの充実および災害に強い通信網を構築するため、900MHz帯を使用する特定基地局の開設計画の申請を行い、総務大臣より当該開設計画の認定を受け、7月25日(水)からサービスを開始いたしました。当社が既に保有する電波帯と比較し、より効率よく広範囲までカバーできる「ブラチナバンド」と呼ばれる900MHz帯を使用したモバイルネットワークを構築することで、高品質な通信環境の実現してまいります。

サービス拡大を行うための終了促進措置として、現在、905MHz～915MHz帯のMCA機器・システム、950MHz～958MHz帯のRFID機器・システムをご利用のお客さまは、新たに割り当てられた周波数帯域への移行が必要となります。

周波数帯域の移行(終了促進措置)に関する当社へのお問い合わせは、以下のお問い合わせ窓口よりお願いいたします。

また、900MHz～905MHz帯および945MHz～950MHz帯を利用した当社通信サービスの提供開始に伴う、MCAおよびRFIDへの電波干渉に関するお問い合わせにつきましても、以下の「ソフトバンクモバイル 周波数移行 お問い合わせ窓口」へお願いいたします。

電話・メールでのお問い合わせ

ソフトバンクモバイル 周波数移行 お問い合わせ窓口

お問い合わせフォーム	900MHz 周波数移行お問い合わせ窓口
Tel	0800-919-0900(通話料無料)

注意事項

また、弊社窓口開設後に、以下に示す総務省のチラシへ弊社窓口の問合せ先を記載していただき、周知を行いました。さらに、総務省ホームページから弊社ホームページへのリンクを貼らせていただきました。

- ・ M C A 端末局免許人向けチラシ
http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/ref/portal/full_ver.pdf
- ・ R F I D 免許人・登録人及び特定小電力無線局利用者向けチラシ
http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/ref/portal/full11_ver.pdf

その他の周知方法として、MCAについては、MCA代理店説明会、代理店へのヒアリングの実施の際に、MCA代理店に対して窓口の周知を行いました。さらに、MCA端末局免許人向けにチラシ(窓口情報を含む)を作成し、MCA代理店へ配備しました。平成24年度第2四半期においては、端末局免許人へ文書による通知を行いました。

RFIDについては、RFIDの製造業者や、RFIDの関係者団体に対して窓口の周知を行い、関係者団体の会報誌やメールマガジン等にて、会員に対して通知を

行いました。平成24年度第2四半期においては、RFID向けチラシ（窓口情報を含む）を作成し、2012年9月12日～14日に開催された自動認識総合展にて配布しました。また、RFID免許人・登録人へ文書による通知を行い、特定小電力無線局については、製造業者を通じて利用者・占有者への周知を行うよう調整を行いました。

前四半期においては、弊社の新商品発表会（2012年10月10日）において、終了促進措置の専用ブースを設置し、来場者に対し説明等（窓口情報を含む）を実施しました。

4 対策・体制の整備に関する実施状況

4-1 迅速な合意形成を図るための具体的な対策

① 開設計画における記載概要

- 認定後1か月以内（平成24年4月1日まで）に移行促進のための現場対応マニュアルを作成。
- MCAやRFID関係者（製造業者、販売店等、対象免許人等）に対する説明会を各県・総通局ごとに実施。
- MCA制御局以外の終了促進措置の合意の契約については、契約書の雛形を作成。
- MCAについて、新旧両周波数帯を同時に利用するため、デュアル端末の利用や制御局への回線制御装置の接続を行い、デジタルMCAのブロック周波数の変更を行う提案を実施（最終的にはMCA事業者との協議により決定した内容に沿って移行を進める。）。

② 本四半期までの実施状況

本四半期においては、MCA端末局の終了促進措置において、現行周波数から新周波数への移行時に、一部のシステムにおいて新旧周波数による並行運用の必要性があることを確認し、アンテナ分配器を用いた連続運用を可能とする移行方法を導入することとしました。

また、平成24年度第2四半期より社内関係各所にて作成していたMCA制御局以外の終了促進措置の合意の契約のための契約書の雛形を完成しました。

【参考】平成24年度第2四半期までの実施状況

<MCA・RFID共通>

移行促進に伴う現場対応マニュアルとして、移行促進マニュアルを2012年3月30日に策定しました。

また、ソフトバンクモバイル 周波数移行 お問合せ窓口における業務フロー及びお客様対応FAQを作成し、受付窓口業務における対応品質の平準化に努めるとともに、お客様対応FAQにつきましては、日々更新を実施して窓口対応品質の向上を実施しています。

<RFID>

当初、MCAと同様に免許人等に対して説明会を実施する予定でしたが、免許人等への説明会の実施を行うよりも個別対応を行うという方法へ変更することとしました。

<MCA>

2012年5月16日から22日にかけて、全11地方総合通信局管内ごとにMCA代理店様向けの説明会を実施しました。弊社の開設計画に基づく終了促進に係る費用負担の範囲と考え方、実施スケジュールと今後の進め方を説明し、代理店との意見交換を行いました。

平成24年度第2四半期においては、免許人との移行に関する合意を行うために、全国のMCA代理店を訪問し、SBMの終了促進措置への協力をお願いするとともに、代理店の意向を確認しました。

開設計画において、弊社では新旧両周波数帯を同時に利用するため、デュアル端末の利用や制御局への回線制御装置の接続をすることによる移行を考えていましたが、制御局免許人との調整により、デュアル端末や回線制御装置の接続は難しいとの判断により、制御局免許人と決定した内容に沿って移行を進めています。

4-2 円滑な実施を図るための具体的な体制の整備

① 開設計画における記載概要

- 認定後1か月以内（平成24年4月1日まで）に、300～400名規模の「移行促進対策本部」を構築。
- 当該本部には、予算・人事・契約等を管理する「移行管理部」、技術的検討・スケジュール管理・方針策定を行う「RFID移行企画部」及び「MCA移行企画部」、対象免許人等からの問い合わせを受け付ける「お客様対応部」並びに、協議・合意契約・工事管理等を行う「地域対応部」を設置し、各部において地域毎の下部組織等についても規定。

② 本四半期までの実施状況

本四半期において、さらに、増員を行い、当該本部の人員については2013年3月末時点で総勢482名体制と増強しています。

【参考】 平成24年度第3四半期までの実施状況

2012年4月1日に移行促進本部を設置し、43名体制で終了促進措置に係る業務全般を開始しました。当該本部には、予算・人事・契約等を管理する「移行管理部」、技術的検討・スケジュール管理・方針策定を行う「移行企画部」及び「移行開発部」、対象免許人等からの問い合わせを受け付ける「お客様対応部」並びに、協議・合意契約・工事管理等を行う「地域対応部」を設置しました。

平成24年度第2四半期において、運用にあわせた組織改正を行い、「移行管理部」、「移行企画部」、「移行開発部」、「カスタマーサポート部（旧お客様対応部）」、そして、「地域対応部」を免許人等ごとに対応するよう「MCA移行推進部」、「RFID移行推進部」、「移行推進部」とし、終了促進措置の推進を図っています。

平成24年度第3四半期において、運用にあわせた組織改正を行い、現在の組織体制にしました。

5 その他特記事項

特になし。